

みなさん、『プレジャーボート等条例』をご存じですか？



『北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例』は、近年増え続ける水難事故を防止し、みなさんが楽しく安全に水域で遊べるよう、作られた条例です。以下の内容を守り、一人ひとりが水難事故に気をつけましょう。

条例の目的等

【条例の目的】（第1条）

- ◆プレジャーボート等の航行に伴う水難事故等を防止すること。
- ◆水域利用者の生命、身体、財産の保護に寄与すること。



【プレジャーボート等とは】（第2条）

- ◆「プレジャーボート等」とは、モーターボート、水上オートバイ等 20 トン未満のレクリエーション用の小型船舶をいいます。ただし、次の船舶は含まれません。
 - 手こぎボートなど主として「かい」や「ろ」で運転する船舶や小型ヨットなど、推進機関のない船舶
 - 法令によって水難事故等の防止措置が確保されている事業用の船舶

操縦者の責務

【有資格者の自己操縦】（第3条）

- ◆次の場合は操縦者自ら操縦しなければなりません。
 - 港の出入りや狭い通路を通過するとき
 - 水上オートバイを操縦するときなど



【非正常状態での操縦禁止】（第4条）

- ◆飲酒等により正常な操縦ができない場合はプレジャーボート等を操縦してはいけません。

【危険操縦の禁止】（第5条）

- ◆次のような危険な操縦をしてはいけません。
 - 危険な速度で遊泳者に接近するような操縦
 - 他人の生命、身体や財産に危険を生じさせるような方法による操縦

【救命胴衣の着用】（第6条）

- ◆プレジャーボート等を操縦するときは救命胴衣を着用し、また、他の乗船者にも必ず着用させなければなりません。



【その他の水難事故等防止措置】(第7条)

- ◆水難事故等を防止するため、次のような措置を講じなければなりません。
 - 発航前の検査の実施、海象や気象の状況の確認、適正な見張りの実施、携帯電話等緊急時の連絡手段の確保、出入港箇所及び乗船者に関する記録の整理、その他水難事故等防止上必要な措置

【水難事故等発生時の対応】(第8条)

- ◆プレジャーボート等を操縦中に事故を起こしたときは、直ちに負傷者を救護するとともに、最寄りの市町村長、警察官又は海上保安官に通報しなければなりません。
ただし、自分のプレジャーボート等に急迫した危険があるときは除かれます。

プレジャーボート等の航行が
禁止・制限される水域

【水域利用調整区域】(第18条)

- ◆知事は、水難事故等を防止するために必要があるときは、水域利用調整区域を指定し、プレジャーボート等の航行等を禁止、又は制限することができます。
- ◆水域利用調整区域の指定は、人が遊泳したり船舶が頻繁に航行したりして危険性の高い水域につき、水難事故等の防止に必要な最小限に限られます。

注意!

令和4年度は次の水域を指定します。

この水域はプレジャーボート等が進入できなくなりますので、注意してください。

(1)『石狩浜海水浴場水域』(石狩市弁天町地先)

- 指定期間: 令和4年7月9日から8月21日まで(海水浴場開設期間中)
- 指定区域: 海水浴場の区域から沖出し50m、左右50m拡大させた区域水域

(2)『おたるドリームビーチ海水浴場水域』(小樽市銭函3丁目75番地先)

- 指定期間: 令和4年6月24日から8月31日まで(海水浴場開設期間中)
- 指定区域: 海水浴場の区域から沖出し50m、左右20m拡大させた区域水域

(3)『銭函ヨットハーバー水域』(小樽市銭函3丁目46番地)

- 指定期間: 令和4年6月24日から8月31日まで
- 指定区域: 海岸線延長250m、沖出し左右250m

(4)『銭函海水浴場水域』(小樽市銭函3丁目)

- 指定期間: 令和4年7月2日から8月24日まで(海水浴場開設期間中)
- 指定区域: 海水浴場の区域から沖出し200m、左側50m、右側80m拡大させた区域水域

(5) 蘭島水域(小樽市蘭島1丁目)

○指定期間: 令和4年7月8日から8月21日まで(海水浴場開設期間中)

①『蘭島海水浴場水域』

○指定区域: 海水浴場の区域から沖出し 30m、
右側漁業施設まで、左側漁業施設まで

②『水産動植物増殖施設水域』

○指定区域: フゴッペ地区 施設から沖出し 100m拡大させた区域水域
シマベリ地区 施設から沖出し 100m拡大させた区域水域

(6)『浜中・モイレ海水浴場水域』(余市郡余市町浜中町)

○指定期間: 令和4年7月15日から8月16日まで(海水浴場開設期間中)

○指定区域: 海水浴場の区域から沖出し 50m、左右 50m拡大させた区域水域

(7)『社警温泉園地水域』(社警町字社警温泉 62 番地)

○指定期間: 令和4年7月1日から9月30日まで

○指定区域: 湖岸線 170m、沖出し左側 300m、沖出し右側 280m

【操縦者に対する危険操縦防止応急措置】 (第 21 条)

- ◆知事の指定する職員は、救命胴衣の未着用など操縦者の義務に違反する事実があり、かつ水難事故等防止上、緊急の必要があるときは、操縦者に違反事実の是正を指示することができます。
- ◆知事の指定する職員は、水域利用調整区域(第 18 条)での航行禁止・制限に違反する事実があり、かつ水難事故等防止上、緊急の必要があるときは、プレジャーボート等の航行停止を指示することができます。



罰則等

次のような違反があったときは、罰金等が科せられます。

！ 30万円以下の罰金！

- ◆事故をおこしたにもかかわらず、負傷者の救護等を行わなかった場合

！ 20万円以下の罰金！

- ◆人が泳ぐ水域利用調整区域の航行禁止・制限に対する違反
- ◆提供事業者が、知事の指示にもかかわらず、事故防止改善措置を講じない場合

！ 3万円以下の罰金！

- ◆人が泳がない水域利用調整区域の航行禁止・制限に対する違反
- ◆操縦者が知事の指定する職員からの救命胴衣着用指示に従わない場合

！ 2万円以下の過料！

- ◆提供事業者が、事業開始の届出を行わなかった場合又は虚偽の届出を行った場合



お問い合わせ先

北海道総務部危機対策局危機対策課

TEL 011-204-5014 (タ`イライン)

空知総合振興局地域創生部地域政策課主査 (防災)	TEL 0126-20-0033 (タ`イライン)
石狩総合振興局地域創生部地域政策課主査 (防災)	TEL 011-204-5818 (タ`イライン)
後志総合振興局地域創生部地域政策課防災係	TEL 0136-23-1345 (タ`イライン)
胆振総合振興局地域創生部地域政策課防災係	TEL 0143-24-9570 (タ`イライン)
日高総合振興局地域創生部地域政策課防災係	TEL 0146-22-9075 (タ`イライン)
渡島総合振興局地域創生部地域政策課防災係	TEL 0138-47-9430 (タ`イライン)
檜山総合振興局地域創生部地域政策課防災係	TEL 0139-52-6470 (タ`イライン)
上川総合振興局地域創生部地域政策課防災係	TEL 0166-46-5918 (タ`イライン)
留萌総合振興局地域創生部地域政策課防災係	TEL 0164-42-8426 (タ`イライン)
宗谷総合振興局地域創生部地域政策課防災係	TEL 0162-33-2526 (タ`イライン)
オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課防災係	TEL 0152-41-0625 (タ`イライン)
十勝総合振興局地域創生部地域政策課防災係	TEL 0155-26-9023 (タ`イライン)
釧路総合振興局地域創生部地域政策課防災係	TEL 0154-43-9144 (タ`イライン)
根室総合振興局地域創生部地域政策課防災係	TEL 0153-24-4799 (タ`イライン)

水域はみんなのものです。
ルールを守って楽しみましょう。

